

鳥羽市景観計画について

建設課まちづくり整備室 TEL 25-1172

市では、令和3年4月1日より、鳥羽市景観計画を運用しています。「どんな時に届出が必要なのか？」みなさんにお伝えしたいと思います。



どんな時に届出が必要なのか？

- 鳥羽市景観計画では、市全域を景観計画区域に定め、地区に応じた魅力ある景観形成に取り組むため、景観区域内を7つのゾーンに区分しています（図1）。
- 届出が必要となるのは、例えば建築物や工作物においては、原則、高さ10mを超えるものまたは建築面積500㎡を超えるものが基準となっています（図2）。なお、基準を満たしていなくても、原則、全ての行為において届出が必要となるゾーン（図1のうち みなとまち（沿道）ゾーン、国道42号沿道ゾーン、パールロード沿道ゾーン）があります。

これって届け出は必要なの？



Q 外壁の塗装が劣化してきたので、塗り直したい。届出は必要？

A

原則全ての行為において届出が必要となるゾーン（図1のうち みなとまち（沿道）ゾーン、国道42号沿道ゾーン、パールロード沿道ゾーン）や既存の建物が届出を要する規模を超える場合（図2）では、外壁の素材や塗料は経年劣化により退色しているため同色の塗り替えであっても景観に影響する可能性があるため、届出および事前協議が必要です。



景観計画について、くわしくは建設課まちづくり整備室まで相談いただくか、市ホームページを確認してください。



図1 景観計画区域のゾーニング

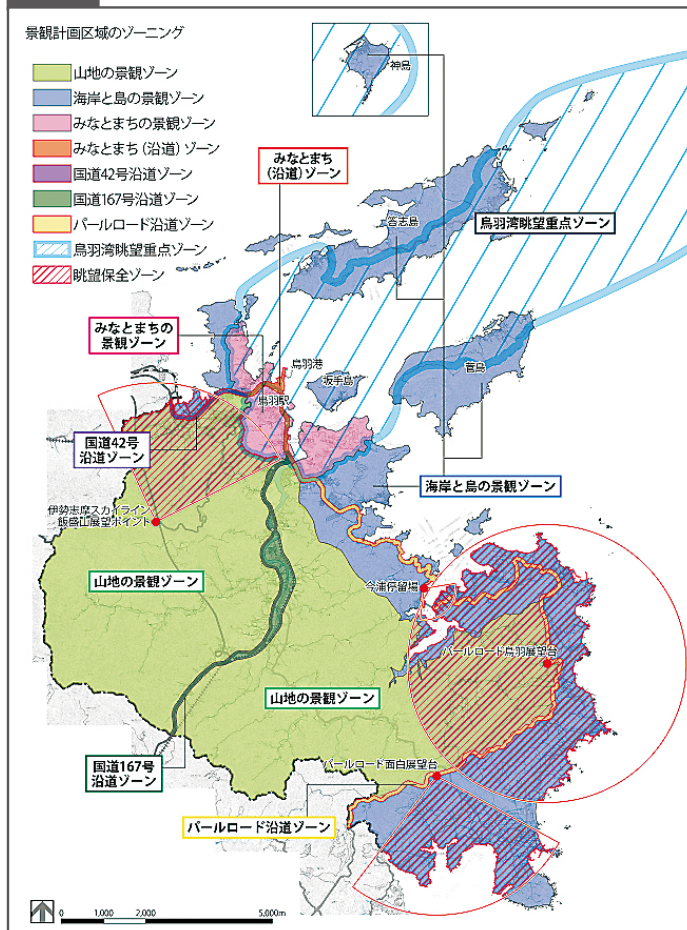


図2 景観届出基準

